

指定管理者が行う公の施設の
管理運営に係る評価結果報告書

令和7年6月

越前市指定管理者評価委員会

越前市指定管理者評価委員会

目 次

1	はじめに	1
2	評価対象施設	1
3	評価の方法	1
4	評価結果	4
	各施設の評価結果	
	紫式部と国府資料館 紫ゆかりの館	5
	しきぶ温泉湯楽里	6
	越前市児童館・児童センター15 館	7
	越前和紙の里 5 施設	8
	(紙の文化博物館、体験工房パピルス館、卯立の工芸館、コミュニティ広場、てわざ工房)	
	八ツ杉森林学習センター	9
資料 1	指定管理者の事業評価の基本方針	1 0
資料 2	越前市指定管理者評価委員会の開催経過	1 4
資料 3	越前市指定管理者評価委員会委員名簿	1 4
資料 4	越前市公の施設に係る指定管理者の指定の 手続等に関する 条例（抜粋）及び越前市公の施設に係る指定管理者の指定の 手続等に関する条例施行規則（抜粋）	1 5
資料 5	指定管理者制度導入施設一覧（令和 7 年 4 月 1 日現在）	1 6

1 はじめに

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に創設されたものである。

越前市では、指定管理者が行う公の施設の管理運営の適正化を図り、制度導入効果を一層高めるため、越前市指定管理者評価委員会を設置し、指定管理者の管理運営状況について評価を行ってきた。評価結果については、施設所管課において項目ごとに検証を行い、必要に応じて次期指定管理者選定の際に反映させる等の取り組みを行っているところである。

今後とも、この報告書が公の施設のより適正な管理運営につながることを期待する。

2 評価対象施設

越前市では、令和7年4月1日現在、公の施設278施設のうち43施設において指定管理者制度を導入している。評価結果については、次期指定管理者の選定の参考とすることから、今年度は令和8年3月末に指定期間が終了する23施設について、評価を実施した。

施設名	指定管理者	公募の有無 (公募時の応募数)
紫式部と国府資料館 紫ゆかりの館	株式会社オーイング 越前支店	公募(2)
しきぶ温泉湯楽里	イワシタ物産株式会社	公募(2)
越前市児童館・児童センター15館	社会福祉法人 越前市社会福祉協議会	非公募
越前和紙の里5施設	福井県和紙工業協同組合	非公募
八ツ杉森林学習センター	公益財団法人 越前市文化振興・施設管理事業団	公募(1)

3 評価の方法

評価は、①指定管理者による自己評価、②施設所管課による一次評価、③評価委員会による二次評価の順に実施した。評価委員会による二次評価に当たっては、自己評価及び一次評価の評価表に加え、施設所管課から収支決算等に関する資料の提出を求め、自己評価及び一次評価を基に、現地調査、指定管理者及び施設所管課からの聴き取り調査を行った。

(1) 評価の項目と主な視点

A 施設の管理運営状況

- 施設の管理運営上の基本方針が確立されており、職員間で共通認識を持っている

か。

- ・ 施設の設置目的に添った運営が実施され、その目的が達成できたか。
- ・ 市の政策の支援について、条例の設置目的を踏まえ、施設の特徴を活かした活動目標を持って施設運営に取り組んでいるか。
- ・ 各協定書に基づき適正に維持管理、運營業務等が履行されているか。
- ・ 事故防止や危機管理の取り組みはなされているか。(マニュアルの整備や訓練の実施等)
- ・ 事故や災害の発生時の対応は適切になされているか。

B 住民サービスの向上

- ・ 誰もが平等に利用することができ、利用者にとって利用しやすい受付案内を行っているか。
- ・ 施設の広報、PRが適切に行われているか。
- ・ 利用者の意見等を把握する仕組み(アンケート調査や利用者協議会の実施等)を構築しているか。
- ・ 利用者からの意見や苦情への対応は適切になされているか。
- ・ 利用者への情報提供はなされているか。
- ・ サービスの向上のための具体的な取り組みがなされているか。
- ・ 利用者ニーズや顧客満足度を把握するため、利用者数の増減やその理由を的確に捉え、対策を立てているか。
- ・ 前回評価時の指摘事項に対して、どう対応したか。

C 施設の利用状況

- ・ 利用者数増加の取り組みはなされているか。
- ・ 利用者ニーズにあった企画を実施しているか。
- ・ 施設の活用について研究しているか。

D 収支の状況

- ・ 効率的な運営が図られ、経費の縮減が図られているか。
- ・ 再委託を実施している場合、適正な水準で行われているか。
- ・ デマンド管理や複数年契約など経費削減の具体的な取り組みがなされているか。
- ・ 収入の増加について、具体的な取り組みがなされているか。
- ・ 収支状況を正確に把握し、市へ報告しているか。

E 運営の体制

- ・ 団体の透明性はあるか。
- ・ 遵守すべき法令等の把握や職員への周知研修方法は適切か。
- ・ 人員の配置が合理的であったか。
- ・ 職員の能力向上の取り組みがなされているか。
- ・ 情報取扱に関するルールやマニュアルがあるか。その運用は適切に行われているか。
- ・ 地域と協力、連携を図っているか。

(2) 評価基準

評価の基準は次の7段階とした。

7	協定等で定めた水準を大きく上回る管理運営がなされているとともに、指定管理者のノウハウを活かし、着実に業績が挙がっており、極めて優れている
6	協定等で定めた水準を上回る管理運営がなされているとともに、サービスの更なる向上が期待できる
5	協定等で定めた水準をやや上回る管理運営がなされて、良好である
4	協定等で定めた水準の管理運営が適正になされている
3	協定等で定めた水準の管理運営がなされ、概ね適正と認められるが、一部改善を期待する
2	協定等で定めた水準の管理運営が一部なされておらず、改善が必要である
1	協定等で定めた水準の管理運営が多くの部分でなされておらず、改善が必要である

4 評価結果

今回、施設の分類ごとに5つに分け（評価実施23施設）実施した評価結果は以下のとおりであり、各協定書に基づき適正に管理運営を行っていることが認められた。

今後の施設の運営にあたっては、より一層の工夫と改善に努められ、指定管理者制度の導入目的である「住民サービスの向上」と「経費の節減」をより効果的・効率的に達成し、公の施設の設置目的である「住民福祉の増進」につなげていてもらいたい。

また、施設の特性に合った現状の把握と将来のあるべき姿を見据え、制度の趣旨にのっとり、指定管理者制度による管理が適正かどうかの検討も行っていただきたい。

評価基準	施設の分類数 (カッコ内は施設数)
7 協定等で定めた水準を大きく上回る管理運営がなされているとともに、指定管理者のノウハウを活かし、着実に業績が挙がっており、極めて優れている	—
6 協定等で定めた水準を上回る管理運営がなされているとともに、サービスの更なる向上が期待できる	—
5 協定等で定めた水準をやや上回る管理運営がなされて、良好である	4 (18)
4 協定等で定めた水準の管理運営が適正になされている	1 (5)
3 協定等で定めた水準の管理運営がなされ、概ね適正と認められるが、一部改善を期待する	—
2 協定等で定めた水準の管理運営が一部なされておらず、改善が必要である	—
1 協定等で定めた水準の管理運営が多くの部分でなされておらず、改善が必要である	—

各施設の評価は、次のとおりである。

施設名	紫式部と国府資料館 紫ゆかりの館		
指定管理者名	株式会社オーイング 越前支店		
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）		
施設所管課名	にぎわい創出課		
評価項目	指定管理者による 自己評価	施設所管課による 一次評価	評価委員会による 二次評価
A 施設の 管理運営状況	6	6	5
B 住民サービスの 向上	5	5	5
C 施設の 利用状況	5	5	5
D 収支の状況	5	5	5
E 運営の体制	6	6	5
評価委員会による 総合評価	7段階評価		5
	指定管理者に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・新幹線延伸や大河ドラマの効果もあり、令和6年度には開館当時と比較し3倍近い来館者が訪れる中、団体予約サービスや入館制限（紫式部公園を先に散策）等の工夫により、安全で円滑な運営がされていたことは高く評価できる。 ・紫式部公園に隣接している利点を活かして、相互連携を図り集客につなげていただきたい。 ・外国人利用者も増加傾向にある中、駐車場を含めた全体的な安全管理に努めていただきたい。 	
	所属所管に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・新幹線延伸や大河ドラマの観光特需が落ち着いていく中、来館者の関心を惹きつけられる質の高いコンテンツを維持できるよう所管課と管理者が連携を密にして運営していただきたい。 ・入場無料の施設であり、使用料収入がないことから、指定管理者が積極的に入館者の増加に結びつくような事業の企画・実施につながりにくいのではないか。現状では、指定管理者制度を活用するメリットがあまりないと思われる。 	

施設名	しきぶ温泉湯楽里		
指定管理者名	イワシタ物産株式会社		
指定期間	平成28年4月1日～令和8年3月31日（10年間）		
施設所管課名	社会福祉課		
評価項目	指定管理者による 自己評価	施設所管課による 一次評価	評価委員会による 二次評価
A 施設の 管理運営状況	5	5	4
B 住民サービスの 向上	5	5	5
C 施設の 利用状況	5	5	5
D 収支の状況	4	5	5
E 運営の体制	5	5	5
評価委員会による 総合評価	7段階評価		5
	指定管理者に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の指定管理期間中には、新型コロナや物価高騰の影響を受けながらも、安定的な施設運営が継続されている。現在の宿泊の稼働率も約8割とのことで、指定管理者のノウハウと取り組みの成果として高く評価できる。 ・高齢者を中心に多くの利用者がいる施設のため、AEDの設置場所や避難経路の確保等、安全面については今後も最重要視していただきたい。 	
	所属所管に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、指定管理期間は10年間だが、物価高騰や施設老朽化に伴う修繕に係る負担問題がある中、将来的な経費等の見通しを立てるのが難しいため、指定管理期間の短縮についても検討すべき。 ・建物や設備の老朽化に伴う修繕や更新に伴う費用負担の在り方や指定管理者の負担軽減策について検討し、継続的な運営体制の構築を図るべき。 ・所管課と指定管理者で協議し「市民福祉の向上を図る」としている設置目的に合った取り組みを期待したい。 ・入浴料及び宿泊料について、安定した収入を見込むために物価高騰に見合った金額を検討すべき。 	

施設名	越前市児童館・児童センター15館		
指定管理者名	社会福祉法人 越前市社会福祉協議会		
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）		
施設所管課名	こども未来課		
評価項目	指定管理者による 自己評価	施設所管課による 一次評価	評価委員会による 二次評価
A 施設の 管理運営状況	6	5	4
B 住民サービスの 向上	6	5	5
C 施設の 利用状況	6	6	5
D 収支の状況	5	4	4
E 運営の体制	6	5	5
評価委員会による 総合評価	7段階評価		5
	指定管理者に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用状況について、受入数にも限りがある中、利用増加の取り組みだけでなく、増加した場合の対応等もしっかり取り組んでもらいたい。 ・災害時の避難経路の確認、指導等、有事の際の危機管理体制について、職員内の共有や利用児童への周知をより強化すべき。 	
	所属所管に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んでいる施設がある。利用者が安全に、安心して利用できるよう、現場の意見を積極的に取り入れ、優先順位を明確にし、計画的に改修工事を行うべき。 ・放課後児童クラブの利用者が多い施設では、自由来館の利用が制限されている。ニーズに見合った利用が可能となるような対策が必要。 ・市内に15の児童館がある中、個別の施設ごとの現状や課題等を十分に把握できるような体制を構築するべき。 ・指定管理者による自己評価と施設所管課による一次評価の一部の項目において、点数のばらつきが見受けられるため、指定管理者へのフィードバックや情報共有を密に行うこと。 	

施設名	越前和紙の里 5 施設 (紙の文化博物館、体験工房パピルス館、卯立の工芸館、 コミュニティ広場、てわざ工房)		
指定管理者名	福井県和紙工業協同組合		
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）		
施設所管課名	和紙・打刃物・たんす課		
評価項目	指定管理者による 自己評価	施設所管課による 一次評価	評価委員会による 二次評価
A 施設の 管理運営状況	4	4	5
B 住民サービスの 向上	4	4	4
C 施設の 利用状況	4	4	5
D 収支の状況	4	4	5
E 運営の体制	4	4	5
評価委員会による 総合評価	7段階評価		4
	指定管理者に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・卯立の工芸館は本格紙すき体験の人气が寄与し、収入が大きく増加しており、指定管理者の企画力・運営力は高く評価できる。一方、紙の文化博物館では赤字が続いているため、収支の改善策について検討すべき。 ・和紙3館がそれぞれの役割を果たしながら、地元学生、観光客、専門家など多様な方々に越前和紙の魅力を発信している。指定管理者には、他者には担えない独自の専門性を活かし、今後も所管課と積極的に協働して運営していただきたい。 ・市内や丹南の伝統工芸施設等と連携した情報発信や企画等も模索していただきたい。 	
	所属所管に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・てわざ工房については、施設の老朽化が進んでおり、早急な対策が必要。指定管理から外すことも含め、今後の施設の在り方について検討すべき。 ・各施設の入場料の設定額が適正なのか、ここ数年の実績を元に検討すべき。 	

施設名	八ツ杉森林学習センター		
指定管理者名	公益財団法人 越前市文化振興・施設管理事業団		
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）		
施設所管課名	農林整備課		
評価項目	指定管理者による 自己評価	施設所管課による 一次評価	評価委員会による 二次評価
A 施設の 管理運営状況	5	5	5
B 住民サービスの 向上	5	5	5
C 施設の 利用状況	5	4	5
D 収支の状況	4	4	4
E 運営の体制	4	4	5
評価委員会による 総合評価	7段階評価		5
	指定管理者に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から令和6年度にかけて利用者を2倍に増加させていることや、こどもから大人まで幅広い層を対象とした多数のワークショップを実施していることは高く評価できる。 ・森林のロケーションを活かした企画が多くあり、リピーターの確保にもつながっているが、マンネリ化しているようにも思う。県内や他県の同種の施設の取り組みを参考にするなど、さらなる魅力ある施設にしていきたい。 ・施設の立地的に、自然災害が起きた際の対応が通常以上に求められるため、防災計画やBCPの策定等を行い、有事の際にも対応できるような体制を整えるべき。 	
	所属所管に 対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市の同種の他施設と連携し、ネット予約等の予約管理体制の充実や情報発信を推進し、更なる利用者の増加、収支の改善を目指していただきたい。 ・新板垣トンネル開通に伴い、「八ツ杉森林学習センター」への入口が一般の目に触れにくくなった。看板設置等のPRを検討していただきたい。 	

■指定管理施設の現地調査 [令和7年3月27日]



資料 1

指定管理者の事業評価の基本方針

平成20年 4月 策定
平成20年10月 改正
平成23年 2月 改正
平成24年 2月 改正
平成25年12月 改正
平成28年 2月 改正

1 趣旨

指定管理者制度では、複数年に渡る指定期間中の適正な管理を確保するため、会計年度終了後、管理業務に係る事業報告書を提出させるほか個別に業務内容又は経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

本市では、指定管理者による公の施設の適正な管理の確保のため、施設の所管課による指導監督に加えて、民間の有識者からなる指定管理者評価委員会を設置し、必要に応じて書類審査や現地調査を実施することにより、この制度の目的である公の施設の市民サービスの向上や経費の縮減を図るものとする。

2 評価の方法

(1) 指定管理者制度は、その主な目的が「市民サービスの向上」と「経費の縮減」にある。

また、公の施設は、その設置条例に目的や設置理念が明記されていることから分かるように、なんらかの公共的使命を持って設置されているため、評価については、経済性、効率性に加えて設置目的の達成度を加えることとする。

については、次の視点をもとに評価を行う。

- A 施設の管理運営状況 B 住民サービスの向上 C 施設の利用状況
D 収支の状況 E 運営の体制

また、指定管理者が管理を行う施設は、設置目的が多様であり、施設管理的なもの

からサービスの提供や事業振興など多岐にわたるため評価にあたっては、対象施設の事業、業務の特性に応じた評価が必要である。ついては、別紙に定める基本的項目に必要な応じ項目を追加し実施することとする。

評価は、原則全施設において行うものとするが、評価になじまない施設もあることから、個別に評価委員会が判断し評価しないこととすることができる。

(2) 評価は、自己評価（指定管理者が実施）、一次評価（施設所管課が実施）及び二次評価（評価委員会が実施）の順番で行う。

①自己評価

指定管理者は、各年度に結ばれる細目協定や事業計画書等に基づき適切に管理運営を行っているかを自ら評価する。評価は、基本の評価基準表に基づき、必要に応じ施設所管課等と協議し、評価項目の追加や修正を行い評価項目に漏れが無いよう留意し実施する。

②一次評価

施設所管課は指定管理者の自己評価に基づき一次評価を行い委員会に報告する。

③二次評価

評価委員会は、自己評価及び一次評価に基づき二次評価を実施する。

必要に応じて資料の収集、現地調査、施設所管課や指定管理者からの聞き取りを行い施設の最終評価を行う。

(3) 評価の項目と主な視点

A 施設の管理運営状況

- ・ 施設の管理運営上の基本方針が確立されており、職員間で共通認識を持っているか。
- ・ 施設の設置目的に添った運営が実施され、その目標が達成できたか。
- ・ 市の政策の支援について、条例の設置目的を踏まえ、施設の特徴を活かした活動目標を持って施設運営に取り組んでいるか。
- ・ 各協定書に基づき適正に維持管理、運營業務等が履行されているか。
- ・ 事故防止や危機管理の取り組みはなされているか。（マニュアルの整備や訓練の実施等）
- ・ 事故や災害の発生時の対応は適切になされているか。

B 住民サービスの向上

- ・ 誰もが平等に利用することができ、利用者にとって利用しやすい受付案内を行っているか。
- ・ 施設の広報、PRが適切に行われているか。
- ・ 利用者の意見等を把握する仕組み（アンケート調査や利用者協議会の実施等）を構築しているか。
- ・ 利用者からの意見や苦情への対応は適切になされているか。
- ・ 利用者への情報提供はなされているか。
- ・ サービスの向上のための具体的な取り組みがなされているか。
- ・ 利用者ニーズや顧客満足度を把握するため、利用者数の増減やその理由を的確に捉え、対策を立てているか。

- ・ 前回評価時の指摘事項に対して、どう対応したか。

C 施設の利用状況

- ・ 利用者数増加の取り組みはなされているか。
- ・ 利用者ニーズにあった企画を実施しているか。
- ・ 施設の活用について研究しているか。

D 収支の状況

- ・ 効率的な運営が図られ、経費の削減が図られているか。
- ・ 再委託を実施している場合、適正な水準で行われているか。
- ・ デマンド管理や複数年契約など経費削減の具体的な取り組みがなされているか。
- ・ 収入の増加について、具体的な取り組みがなされているか。
- ・ 収支状況を正確に把握し、市へ報告しているか。

E 運営の体制

- ・ 団体の透明性はあるか。
- ・ 遵守すべき法令等の把握や職員への周知研修方法は適切か。
- ・ 人員の配置が合理的であったか。
- ・ 職員の能力向上の取り組みがなされているか。
- ・ 情報取扱に関するルールやマニュアルがあるか。その運用は適切に行われているか。
- ・ 地域（地元）と協力、連携を図っているか。また、高齢者や障がい者雇用について配慮されているか。

3 評価基準

(1) 評価の基準は以下の7段階とする。

評価の基準	
7	協定等で定めた水準を大きく上回る管理運営がなされているとともに、指定管理者のノウハウを活かし、着実に実績が挙がっており、極めて優れている。
6	協定等で定めた水準を上回る管理運営がなされているとともに、サービスの更なる向上が期待できる。
5	協定等で定めた水準をやや上回る管理運営がなされ、良好である。
4	協定等で定めた水準の管理運営が適正になされている。
3	協定等で定めた水準の管理運営がなされ、概ね適正と認められるが、一部改善を期待する。
2	協定等で定めた水準の管理運営が一部なされておらず、改善が必要である。
1	協定等で定めた水準の管理運営が多くの部分でなされておらず、改善が必要である。

(2) 自己評価 指定管理者が、評価シートの項目別に実施状況を記載し、7段階評価で表すこと等により自己評価を行う。

- (3) 一次評価 施設所管課が、指定管理者の自己評価に基づき、評価シートの項目別に7段階評価で表すこと等により、指定管理者に対する評価を行う。
- (4) 二次評価 評価委員会が、自己評価や一次評価、現地調査や収集した資料に基づき7段階評価で表すこと等により、二次評価を行う。

4 実施時期

実施時期については、原則として、指定期間の最終年度を迎える年に実施することとし、評価結果の報告は、次期の指定管理者の選定の参考となるよう当該年度の7月を目処に行う。

資料 2

越前市指定管理者評価委員会の開催経過

会議	年 月 日	内 容 等
第 1 回	令和 7 年 3 月 27 日 (木)	現地調査【9 施設に訪問】
第 2 回	令和 7 年 5 月 12 日 (月)	評価対象施設の所管課への聴き取り調査
第 3 回	令和 7 年 6 月 5 日 (木)	評価結果等の審議

資料 3

越前市指定管理者評価委員会 委員名簿

区分	氏 名	団体等の名称
委員長	吉村 文男	中小企業診断士
委員長 職務代理人	宮川 斉	ものづくりパートナー福井(株)
委員	上嶋 成美	越前市女性会
〃	小形 真希	越前市観光協会
〃	倉橋 宏実	税理士
〃	小林 悦子	南中山自治振興会
〃	高橋 透	越前市総務部長

資料 4

越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（抜粋）

（越前市指定管理者評価委員会の設置）

- 第 1 4 条 市は、指定管理者が行う公の施設の管理運営の適正化を図るため、越前市指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。
- 2 評価委員会は、指定管理者が行う公の施設の管理運営の状況について評価し、これを市長等に報告するものとする。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

越前市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（抜粋）

（越前市指定管理者評価委員会）

- 第 1 9 条 越前市指定管理者評価委員会（以下この条において「評価委員会」という。）に委員（以下この条において「委員」という。）を置く。
- 2 委員は、10 人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 指定管理者制度に関し学識経験を有する者
- (2) 市民からの公募による者
- (3) 第 1 号に掲げる者が事故等によりその職務を遂行できない場合又は同条第 1 2 項に規定する場合においてその職務を代理する者（第 1 号に規定する経験を有する者に限る。）
- 3 委員の任期は、委嘱の日から起算して 2 年間（補欠の委員の任期は、前任者の残任期間）とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 第 2 項の規定によるほか、委員は、総務部長をもってこれに充てる。
- 6 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 7 評価委員会は、評価委員会の委員長（以下この条において「委員長」という。）が招集する。
- 8 評価委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 9 評価委員会は、指定管理者及び関係所属長が提出した管理運営の状況に関する資料に基づきその評価を行う。
- 10 前項の規定によるほか、評価委員会は、必要に応じて、自ら現地調査を行い、並びに指定管理者及び関係所属長に不足する資料の提出を求め、及び意見の開陳又は説明を求め、その評価を行うことができる。
- 11 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長が指定した委員がその職務を代理する。
- 12 委員が評価を受ける指定管理者と利害関係を有するときは、当該委員はその評価に加わることができない。
- 13 評価委員会の庶務は、財産管理課において処理する。

資料 5

指定管理者制度導入施設一覧（令和 7 年 4 月 1 日現在）

No.	施設名	指定日		管理開始日			管理終了日			指定管理者	所管課
		年	月	年	月	日	年	月	日		
1	しきぶ温泉湯楽里	H27	12	H28	4	1	R8	3	31	イワシタ物産(株)	社会福祉課
2	武生東児童センター	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	(福) 越前市社会福祉協議会	こども未来課
3	武生西児童センター	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	(福) 越前市社会福祉協議会	こども未来課
4	武生南児童センター	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	(福) 越前市社会福祉協議会	こども未来課
5	神山児童館	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	(福) 越前市社会福祉協議会	こども未来課
6	吉野児童館	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	(福) 越前市社会福祉協議会	こども未来課
7	国高児童センター	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	(福) 越前市社会福祉協議会	こども未来課
8	大虫児童館	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	(福) 越前市社会福祉協議会	こども未来課
9	王子保児童センター	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	(福) 越前市社会福祉協議会	こども未来課
10	北新庄児童館	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	(福) 越前市社会福祉協議会	こども未来課
11	北日野児童センター	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	(福) 越前市社会福祉協議会	こども未来課
12	味真野児童センター	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	(福) 越前市社会福祉協議会	こども未来課
13	花筐児童館	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	(福) 越前市社会福祉協議会	こども未来課
14	岡本児童館	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	(福) 越前市社会福祉協議会	こども未来課
15	南中山児童館	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	(福) 越前市社会福祉協議会	こども未来課
16	服間児童館	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	(福) 越前市社会福祉協議会	こども未来課
17	越前和紙の里紙の文化博物館	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	福井県和紙工業協同組合	和紙・打刃物・たんす課
18	越前和紙の里体験工房「パピルス館」	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	福井県和紙工業協同組合	和紙・打刃物・たんす課

19	越前和紙の里卯立の工芸館	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	福井県和紙工業協同組合	和紙・打刃物・たんす課
20	越前和紙の里コミュニティ広場	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	福井県和紙工業協同組合	和紙・打刃物・たんす課
21	越前てわざ工房	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	福井県和紙工業協同組合	和紙・打刃物・たんす課
22	ハツ杉森林学習センター	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	(公財)越前市文化振興・施設管理事業団	農林整備課
23	紫式部と国府資料館「紫ゆかりの館」	R2	12	R3	4	1	R8	3	31	(株)オーイング越前支店	にぎわい創出課
24	武生中央公園温水プール	R3	9	R4	3	1	R13	3	31	T C P 共同事業体	スポーツ交流課
25	道の駅「越前たけふ」	R4	3	R5	4	1	R15	3	31	(株)鮮魚丸松	観光誘客課
26	コミュニティーセンター「柳荘」	R4	12	R5	4	1	R10	3	31	柳荘管理協会	社会福祉課
27	越前打刃物振興施設	R4	12	R5	4	1	R10	3	31	越前打刃物産地協同組合連合会	和紙・打刃物・たんす課
28	武生中央公園総合体育館	R4	12	R5	4	1	R10	3	31	アシックススポーツファシリティーズ・日本メックス共同体	スポーツ交流課
29	武生中央公園庭球場	R4	12	R5	4	1	R10	3	31	アシックススポーツファシリティーズ・日本メックス共同体	スポーツ交流課
30	武生中央公園多目的広場(人工芝コート)	R4	12	R5	4	1	R10	3	31	アシックススポーツファシリティーズ・日本メックス共同体	スポーツ交流課
31	武道館	R4	12	R5	4	1	R10	3	31	アシックススポーツファシリティーズ・日本メックス共同体	スポーツ交流課
32	武生東運動公園ソフトボール場	R4	12	R5	4	1	R10	3	31	公益社団法人越前市スポーツ協会	スポーツ交流課
33	武生東運動公園庭球場	R4	12	R5	4	1	R10	3	31	公益社団法人越前市スポーツ協会	スポーツ交流課
34	武生東運動公園陸上競技場	R4	12	R5	4	1	R10	3	31	公益社団法人越前市スポーツ協会	スポーツ交流課
35	瓜生水と緑公園体育館	R4	12	R5	4	1	R10	3	31	公益社団法人越前市スポーツ協会	スポーツ交流課

36	サッカー場	R4	12	R5	4	1	R10	3	31	公益社団法人 越前市スポーツ協会	スポーツ交流課
37	今立体育センター	R4	12	R5	4	1	R10	3	31	今立総合型スポーツクラブ	スポーツ交流課
38	武生中央公園	R5	12	R6	4	1	R11	3	31	越前パークマネジメント共同事業体	都市計画課
39	越前市文化センター	R5	12	R6	4	1	R11	3	31	(公財)越前市文化振興・施設管理事業団	文化県都推進課
40	ふるさとギャラリー一叔羅	R5	12	R6	4	1	R11	3	31	(公財)越前市文化振興・施設管理事業団	文化県都推進課
41	いまだて芸術館	R5	12	R6	4	1	R11	3	31	(公財)越前市文化振興・施設管理事業団	文化県都推進課
42	越前市社会福祉センター	R5	12	R6	4	1	R9	3	31	(福)越前市社会福祉協議会	社会福祉課
43	金華山グリーンランド	R5	12	R6	4	1	R9	3	31	金華山林業振興組合	農林整備課